

2018年11月号

国民民主党千葉県第10区総支部

〒287-0001 千葉県香取市佐原口 2164-2
TEL:0478-54-5678 FAX:0478-52-6991
Mail:info@hajime-yatagawa.com
HP:www.hajime-yatagawa.com

【谷田川はじめ略歴】

1963年1月17日香取市生まれ

千葉県立佐原高校卒業

早稲田大学政治経済学部卒業

千葉県議会議員4期連続当選

衆議院議員1期当選・松下政経塾出身

【現在】国民民主党千葉県第10区総支部長

千葉県ハンドボール協会会長



入管法改正案は徹底審議を！

まず外国人技能実習生の実態を明らかにすべき！

外国人労働者の受け入れを拡大するための出入国管理法（入管法）改正案の審議が11月13日から衆議院で始まりました。働く外国人は昨年10月現在で過去最高の約128万人。この5年で60万人も増えています。にもかかわらず、人手不足は多くの業種で顕在化し、経済成長の阻害要因になりかねません。そうした状況下、これまで移民政策を否定し続けてきた安倍総理が方針を180度転換しました。（安倍総理はそれを認めてはいませんが）

改正案では、一定の日本語能力と技能を持つ人は「特定技能1号」として、これまで認められなかった単純労働に道が開かれることとなります。1号の滞在期間は最長5年で家族の帯同は許されません。

そして、1号のうち難しい日本語と熟練した技能を身に付けた人は、「特定技能2号」に移行でき、2号には定期的な審査はあるものの、家族の帯同を認めた事実上の永住が認められることとなります。

安倍総理は今国会で成立させ、来年4月からの施行を目指していますが、改正案には多くの問題点が存在し、結論ありきの拙速な議論はすべきではなく、徹底的な審議が望まれます。

まず、第一の問題点は、国会のチェックを得ずに改廃できる省令で、後から定める事項が極めて多いことです。外国人を受け入れる業種・分野についてだけでなく、政府が「上限5年」と説明している在留期間も正式には省令で決めるとのこと。国会審議の様式を見ていると「詳しくは、後で、政府で決める」との態度で、重要事項に対する説明があいまいで、審議が深まっていません。国会に対して「白紙委任せよ」と言っているに等しい状況です。

第二の問題点は、外国人労働者受け入れ拡大に伴うデメリットが十分考慮されていないことです。野党が外国人受け入れ人数と対象業種を明らかにするよう求めたところ、政府は「14業種で初年度最大4万8千人、5年で35万人」との試算を明らかにしました。しかし、この根拠は不明です。今後の労働市場の動向や賃金水準などを踏まえて、政府として精査した数字なのか？それとも業界が要望する数字を積み上げた数字なのか？景気が悪化した時に、日本人と仕事を奪い合う恐れはないか？外国人受け入れで、日本人の賃上げや待遇改善が進まなくなる可能性はないのか？このように検証すべき事項は多くあります。

また、外国人の人権をどうやって守り、安心して働いてもらうのが重要であるにもかかわらず、これが蔑ろ（ないがしろ）にされかねないことが問題です。職場から失踪した技能実習生は今年上半期だけで4千人を超えました。その理由を当初法務省は、「87%がより高い賃金を求めて」失踪していると説明。しかし、これが誤りであったことが判明しました。そもそも選択肢の中に「より高い賃金を求めて」はなく、「低賃金」「低賃金（契約賃金以下）」「低賃金(最低賃金以下)」の3項目のいずれかにチェックを入れた人を、「より高い賃金を求めて」という新たに作った項目にまとめて集計。このことは意図的に技能実習生の問題は少ないと印象操作をしたと疑わざるを得ません。

政府は「特定技能」の資格で働く人として、技能実習生からの移行組を50～60%と見込んでいることを明らかにしました。そうであるならば、この技能実習生の実態を明らかにし、その問題点を解決することが先決です！